

制度について

1 公会計化について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を市の会計に入れ（歳入）、給食に使用する食材費を市の会計から支払う（歳出）ことです。

令和5年度までは、保護者の皆さまから学校に支払われた学校給食費が、学校給食センターへ支払われ、学校給食の食材購入に充てられています。（私会計といえます。）

Q1-2 何のために公会計化するのですか？

A1-2 次の4つのことを目的としています。公会計化するにあたり、保護者の皆さまには大変お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

① 学校給食費の管理の適正化と透明化を図ります。

市の手続きによる会計手法で契約・支払いを行い、市の監査を受けることとなりますので、会計処理の透明性がより向上します。

② 保護者負担の軽減と利便性の向上を図ります。

学校への現金払いがなくなり、人吉市の指定金融機関及び収納代理金融機関のいずれからでも口座振替が可能となります。

※人吉市の指定金融機関及び収納代理金融機関については、Q&A 6-1 参照。

③ 学校事務負担の軽減

徴収、収納、支払い、滞納対策等の学校事務の軽減を図ります。

④ 学校給食費負担の公平性を確保します。

学校給食費の状況が市で随時把握でき、公的扶助等の相談など未納への早期対応が可能となります。また、未納額の増加を防ぎ、公平性を確保します。

学校給食費について

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？

A2-1 学校給食に使う食材を購入するために使っています。学校給食を作るために必要な人件費や光熱水費、施設の維持管理に係る経費などは人吉市が負担しています。（学校給

食法第4条（義務教育諸学校の設置者の任務）、第11条（経費の負担）に定められております。）

Q2-2 なぜ学校給食費を払わなければならないのですか？

A2-2 学校給食法第11条第2項で保護者が負担することとされています。このため、学校給食は、保護者の学校給食費を財源として実施することとしており、「人吉市学校給食費に関する条例」により、保護者は学校給食費を支払わなくてはなりません。学校給食費をお支払いいただけないと、食材を買うお金が不足することになり、学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。

Q2-3 これまでの千円助成はありますか。

A2-3 あります。令和5年度までと同様に助成金相当額を人吉市が負担します。また、物価高騰に伴い、給食費を増額改定しましたが、改定分につきましても市が負担します。よって、保護者負担額は据え置きとなります。

学校区分	1食当たり給食費	市助成金相当額	増額改定分	保護者負担額
小学校	266円	59円	25円	182円
中学校	310円	61円	28円	221円

Q2-4 いくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A2-4 毎年5月に「学校給食費決定通知書」を送付する予定です。お支払いいただく1年間の学校給食費の額や納付期限などが書いてありますので、確認をお願いします。

なお、学校給食費の調整などにより、お支払いいただく学校給食費の額に変更がありましたら、「学校給食費変更通知書」によりお知らせいたします。

Q2-5 学校給食費の納期はいつですか？

A2-5 学校給食費は、5月から翌年3月まで毎月26日（12月は21日）に11回に分けてお支払いいただきます。

Q2-6 学校給食費の年間徴収額はどのように決めているのですか？

A2-6 年度の初めに1年間の学校給食の予定回数を決めます。その回数に1食当たりの単価をかけて年間の学校給食費を計算しています。1食当たり単価と第1期（5月）～第10期（2月）までお支払いいただく金額（定額）は、規則で以下のように決められ

ています。第11期（3月）は、第10期（2月）までにお支払いいただいた金額を調整した金額をお支払いいただきます。

学校区分	1食当たりの単価	第1期～第10期(定額)	第11期(仮)
小学校 184食	182円	3,000円	3,488円
中学校 180食	221円	3,600円	3,780円

なお、上記金額は市が負担する金額を除いた保護者負担額を示しています。

※Q&A 2-4 参照

〈支払いの例〉 小学生 年間喫食回数 170回の場合

	年間納付額	第1期～第10期 (5月) (2月)	第11期 (3月)
学校給食費	182円×170回 = 30,940円	3,000円×10期 = 30,000円	940円

※第11期（3月）の徴収額は、年間喫食回数により調整した額になります。

3 学校給食費の調整について

Q3-1 学校給食費の調整とは何ですか？

A3-1 第11期（3月）に、第10期（2月）までにお支払いいただいた学校給食費と、1年間の学校給食費を比較して、1年間の学校給食費が多かった場合は精算すべき金額をお支払いいただき、少なかった場合はお支払いいただいた学校給食費をお返しすることです。

年度の途中で転校する場合も、転校日までにお支払いいただいた学校給食費と実際の給食費を比較して請求金額の調整を行います。

Q3-2 なぜ調整が必要なのですか？

A3-2 1年間の学校給食実施予定回数は、年間行事予定をもとに予測した実施回数です。しかし実際には、気象警報発令の際の臨時休業や学年・学級閉鎖、行事等により、給食の実施回数に変更されることがあります。また、児童・生徒や保護者等が学校給食の減免に該当することもあります。このため、調整が必要となります。

Q3-3 学校で給食を食べなかったら、すべて学校給食費を調整してもらえるのですか？

A3-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象となりません。また、連続して学校を休む日が4日以下（学校休業日を除く。事前の届け出が必要です。）の場合も調整の対象となりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないためです。ご理解をお願いします。

Q3-4 どのような場合に調整してもらえますか。

A3-4 次のとおりです。調整の時期や方法など、詳しくは学校給食センターまでお問合せください。

調整の対象	調整の条件
病気などにより、学校給食を実施する日において、学校給食の提供を受けない日が連続して5日以上となる場合	学校給食を停止する旨を届け出た日から起算して3日後（土日、祝日を除く）の学校給食費から調整
年度の途中で人吉市立学校以外へ転校する場合	※「学校給食（変更・停止・再開）届」の提出が必要
食物アレルギー等の理由により、年間を通した給食内容を変更する場合 〈対象：飲用牛乳、パンを除去する方、飲用牛乳のみ申し込む方〉	学校給食を停止・変更する旨を届け出た日から起算して4日後（土日、祝日を除く）の学校給食費から調整 ※「牛乳・パン停止申請書」の提出が必要
気象警報発令、感染防止対策などにより学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	実際に給食を止めることができた日数を調整
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食の提供ができない期間全体を減額

4 学校諸費について

Q4-1 学校諸費とは何ですか？

A4-1 学用品費、校外活動費、修学旅行等の積立金、学校行事費などの、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q4-2 学校諸費も市に支払うことになるのですか？

A4-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額が異なるため、学校からのお知らせに基づいて、これまでどおり学校で集金を行います。

学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

Q5-1 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A5-1 原則として、保護者の方の金融機関口座からの口座振替となります。やむを得ず口座振替によるお支払いができない場合は、市からお送りする納付書を利用してお支払いください。

Q5-2 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A5-2 再振替はありません。市から納付書（督促状に同封）を送付しますので、納付書に書かれてある期限までに、指定の金融機関窓口か市役所の収納窓口、コンビニエンスストアかスマートフォンアプリでお支払いください。

Q5-3 納付書はコンビニエンスストアで使えますか？

A5-3 コンビニエンスストアでの使用が可能です。使用可能店舗は、セブン-イレブン、セイコーマート、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーシップ、ローソン、MMK 設置店です。

Q5-4 納付書はスマートフォンアプリで使えますか？

A5-4 スマートフォンアプリでの使用が可能です。使用可能アプリは、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayB、au PAY（請求書支払い）、FamiPay 請求書支払いです。納付方法についてはこちら→



Q5-5 学校に直接、学校給食費を持って行っていいのですか？

A5-5 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。学校給食センターから納付書を送付しますので指定の金融機関の本店及び各支店の窓口（ゆうちょ銀行は沖縄を除く九州管内の直営店及び郵便局）もしくは市役所会計課、コンビニエンスストアかスマート

フォンアプリでお支払ください。

Q5-6 学校給食費をまとめて払うことはできませんか？

A5-6 できません。口座振替により毎月のお支払いをお願いします

6 口座振替に使用する口座について

Q6-1 どの金融機関で口座振替が可能ですか？

A6-1 人吉市の指定金融機関及び収納代理金融機関である以下の金融機関となります。これらの金融機関であれば全国どこの支店のものでも登録できます。

人吉市指定金融機関	肥後銀行
人吉市収納代理金融機関	熊本銀行 南日本銀行 球磨地域農業協同組合 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫 ゆうちょ銀行

Q6-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A6-2 保護者や児童生徒以外の人でも登録できます。

Q6-3 兄弟姉妹全員が同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A6-3 大丈夫です。振替日は、小学校・中学校ともに同じですので、残高不足にならないようご注意ください。

7 就学援助を受けている場合の学校給食費の支払いについて

Q7-1 就学援助とは何ですか？

A7-1 人吉市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、審査のうえ助成する制度です。詳しくは、通学先の学校または人吉市教育委員会学校教育課教育係までお問い合わせください。

令和6年度就学援助についてはこちら→



Q7-2 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A7-2 就学援助の認定を受けている世帯の児童・生徒の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合や、就学援助が停止ま

たは廃止となった場合などは、保護者が学校給食費を納付する必要があります。

Q7-3 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

A7-3 認定されるまでは、学校給食費のお支払いが必要です。なお、就学援助がさかのぼって認定された場合、認定された日以降の学校給食費は納付する必要がないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合、認定された日以降の学校給食費は返還します。

8 生活保護受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q8-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A8-1 就学援助と同様、学校給食費分の教育扶助費を、市が代理納付しますので、口座振替は行いません。ただし、世帯収入によっては一部を負担していただく場合があります。

Q8-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A8-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。

学校給食費の支払いの相談について

9 学校給食費の納付相談について

Q9-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A9-1 児童扶養手当を受給している場合など、申請により就学援助を受けられる場合があります。お子様が通う学校、または教育委員会学校教育課教育係にご相談ください。

Q9-2 一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A9-2 お早めに学校給食センターにご相談ください。

10 学校給食費の滞納について

Q10-1 学校給食費を滞納している家庭には、どのような対応がとられますか？

A10-1 納付期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。また、滞納が3ヵ月続いた場合、児童手当から充当します。

人吉市では、学校給食申込書に滞納時の児童手当からの充当についての「申出書」を記載しており、学校給食の申込みとあわせて記入していただくこととしています。

Q10-2 児童手当からの充当とは何ですか？

A10-2 児童手当は、市（子育て支援課）から保護者の方にお支払いするものですが、学校給食費を滞納している場合、保護者の方の同意があれば、滞納している学校給食分の金額を直接、児童手当から引き、そこから支払うことができます。これを「児童手当からの充当」といいます。

実際に「児童手当からの充当」を行う場合は、保護者の方に事前に通知させていただくこととしています。

Q10-3 それでも学校給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A10-3 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合や、児童手当からの充当にも同意がいただけない場合は、裁判所への法的措置を含めて、厳正な処置をさせていただきます。

学校給食の手続きについて

11 学校給食申込書について

Q11-1 学校給食申込書は毎年提出しなければいけませんか？

A11-1 毎年は必要ありません。1回提出いただくと、中学校を卒業するまで継続されます。

Q11-2 現在、弁当対応のため、飲用牛乳を含め学校給食の提供を受けていません。その場合も学校給食を申し込む手続きが必要ですか？

A11-2 現在、学校給食の提供を受けていない場合は、学校給食の申込みは必要ありません。ただし、学校給食の提供を受けることとなった場合には、新規に学校給食の申込みが必要となります。

12 児童手当及び特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書について

Q12-1 この申出書はどのような書類ですか？

A12-1 児童手当特例給付は、市から保護者の方にお支払いするものですが、保護者の方からの同意があり、学校給食費に滞納がある場合において、児童手当を給食費に充てるた

めの申出書になります。

13 口座振替依頼書について

Q13-1 金融機関を変更したい場合は、何か手続きが必要ですか？

A13-1 口座振替依頼書の提出が必要です。学校給食センター、または通われている学校までご連絡ください。

Q13-2 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A13-2 金融機関により異なりますが、1ヶ月から2ヶ月程度の時間を要します。手続きが完了するまでは、納付書によりお支払いください。

14 学校給食（変更・停止・再開）届について

Q14-1 学校給食（変更・停止・再開）届は、どのようなときに提出するのですか？

A14-1 次のような場合に提出が必要です。

1) 学校給食申込書の記載内容に変更が生じた場合

※住所、学校名、氏名、保護者等（納入義務者）等の変更

2) 連続して5日以上、学校給食の提供を停止する場合

3) 停止していた学校給食の提供を再開する場合

4) 年度途中に人吉市外の学校へ転校する場合

Q14-2 学校給食（変更・停止・再開）届を提出するときに気をつけることはありますか？

A14-2 学校給食の内容を変更したり停止したり、停止していた学校給食を再開しようとする日の4日前（土日・祝日を除く）までに通学先の学校に提出してください。申請日の翌日から4日を経過する日から調整を行います。

〈入院で欠席する場合の例〉

4 / 1 7 (水)	4 / 1 8 (木)	4 / 1 9 (金)	4 / 2 0 (土)	4 / 2 1 (日)	4 / 2 2 (月)	4 / 2 3 (火)	
提出日			入院予定				請求停止

停止届を提出した翌日から4日後（土日、祝日を除く。）から給食提供及び給食費の請求を停止します。

15 食物アレルギー等による学校給食費の減額について

Q15-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に対応してもらえるのですか？

A15-1 食物アレルギーや乳糖不耐症などの理由により、パンや飲用牛乳を除去する方、飲用牛乳のみ申し込む方について対応します。対象者には別途通知します。

Q15-2 停止していた飲用牛乳の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A15-2 提供の再開を希望する日の4日前（土日、祝日を除く）までに、「牛乳・パン停止解除届出書」を学校に提出してください。

なお、提供の再開日については、学校、学校給食センターと相談の上、決定することとなります。

16 その他手続きについて

Q16-1 人吉市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続きはありますか？

A16-1 小学校入学予定者については、各学校で実施される就学時健康診断の実施日に「学校給食申込書」及び「口座振替依頼書」を提出してください。（詳しくは別途お知らせします。）

「学校給食申込書」及び「口座振替依頼書」は、原則、全員提出が必要です。

Q16-2 手続きを済ませましたが、事情により市外の学校へ通うことになりました。どうすればいいですか？

Q16-2 通学先の学校又は学校給食センターまでご連絡ください。